

ACTNOW

No.42

March 2016

アジアの今を伝えるニュースレター

特集:アジア民衆パートナーシップ支援基金



インドネシア
北スマトラ州

少ない水と苗で高い収量が期待できる「集約的稲作法」(SRI)を自分の畑で試す女性(左)に、等間隔で植える方法を教えるソニマンさん(右)。価格変動の激しいゴム栽培に高く依存する農民のため、(学)アジア学院(栃木)の農村指導者研修(2012年)で学んだ有機農畜業の普及に力を注いでいる。

目次

特集:「アジア民衆パートナーシップ支援基金」のこれまでの成果...p.1

モニタリング報告(インドネシア、フィリピン、カンボジア)...p.3

「アジア留学生等支援基金」助成事業報告...p.9

ご寄付のお願い...p.11

日本とアジアの市民、当事者の交流・協力活動を推進する 「アジア民衆パートナーシップ支援基金」のこれまでの成果

2009年度に個人2名からのご寄付により設定されたACT特別基金「アジア民衆パートナーシップ支援基金」(当初基金設定額2,000万円)は、15年度までの6年間で、アジア16カ国と日本の草の根の人々との交流・協力を推進する13事業(助成額計:1,654万61円)を支援してきました。

この基金は、とくに日本が第二次世界大戦中に多大な被害を与えた東アジアおよび東南アジアの民衆と日本の人々が交流し、経験・知見の共有を通して共に成長・発展しようとする諸活動を支援することを目的としています。本特集では、これまでの助成事業の実績と成果をご紹介します。

報告:鈴木真里
(チーフ・プログラム・オフィサー)

過去6年間に助成した13事業を通じ、アジア16カ国と日本の人々約3,200人(間接的受益者を除く)が参加しました。事業の多くは、障がい者、農民、若者、市民活動家などの当事者間で、経験・技術共有、相互学習、共通課題の特定、ネットワーク、提言などが行われました。そのほか、日本と当該国間の課題である戦時中の性暴力、平和構築、開発の負の側面(環境汚染・破壊、都市化、家庭・地域問題など)にも取り組みました。

国・地域別で見ると、日本との二国間協力事業ではフィリピン(3事業)、中国(3事業)、タイ(1事業)、インドネシア(1事業)で、日本と歴史的に深い関係にある国が中心となっています。複数国間連携(ネットワーク、提言活動)は5事業でした。

若者人口が急激に増加し、経済成長と

ともに格差問題や新たな社会問題が発生している東南アジア。15年度「日本・インドネシアの若手ソーシャルリーダー育成・交流事業」では、日本の大学生5人が約2週間、現地の大学生と交流し、ホームステイ、現地NGOでのインターン活動(貧困家庭児童の教育、住居環境整備、障がい孤児支援、人権問題)を行いました。社会事業の運営を学び、文化や言語の壁を越えて交流できる力をつけ、かけがえのない多くの友人を得た彼らは、16年春にインドネシアから研修生を迎える計画です。

アジアの零細規模農家の多くは、限られた農地面積で化学肥料や農薬に高く依存することなく、家族が食べていき、現金収入が得られ、肥沃な土地をつくり維持する“持続可能な農業”を実現したいと考えています。11~12年度の日本とタイ(事業⑥)、

6年間でアジア16カ国に活動が広がりました 「アジア民衆パートナーシップ支援基金」助成事業(2010~15年度)

基金の対象分野 ^(※1)	事業名
(1) 労働者の交流・協力	① 研修・技能実習制度の見直しに向けた国際協力行動(2010年度)
(2) 社会的差別を受けている人々の交流・協力	② 第二次大戦中、日本軍によって性暴力を受けた女性たち(フィリピン元「慰安婦」)の闘いを記録するプロジェクト(2010~11年)
	③ アジア地域本人活動(知的障害当事者による活動)ネットワーク構築(2013年)
	④ アジア太平洋盲青年サミットの開催(2015年)
(3) 小農民や関係者同士の交流・相互研修	⑤ 先住民族の「命と暮らしと文化」を守るフィリピン・ベンゲット州における鉱山開発地域の環境活動(2010~12年)
	⑥ 日タイ若手農民交流プロジェクト(2011~12年)
	⑦ 又エバ・ビスカヤ州山岳零細農民に対する日本の有機農家との相互交流を通じた能力強化研修事業(2014年)
(4) 平和運動	⑧ 転換的変革のための平和教育(2011~12年)
	⑨ 日本と中国の戦後世代の若者を結ぶ交流・ネットワーク事業(2011年)
(5) その他	⑩ 農村開発の目指すべき方向性について、日本の開発の負の側面から学ぶ(2012~14年)
	⑪ 日中市民交流対話プロジェクト(2012~14年)
	⑫ 日本と中国の民衆による「グリーンアクション」プロジェクト(2014年)
	⑬ 日本・インドネシアの若手ソーシャルリーダー育成・交流事業「Gerakan Mari Berbagi(共に分かち合おう)プログラム」(2015年)
	【合計】

(※1) 本基金対象事業の「オルタートレード/フェアトレード」は該当なし。

(※2) 中国、韓国、モンゴル、タイ、カンボジア、ミャンマー、ラオス、ベトナム、フィリピン、インドネシア、マレーシア、

「アジア民衆パートナーシップ支援基金」概要

- ◆ 2009年8月設定
- ◆ 当初設定金額2,000万円
- ◆ 助成実績: 13事業に計1,650万円
余りを助成(2010~15年度)

アジア諸国、とくに東アジアおよび東南アジアにおいて以下の事業を支援します。

- (1) 在日外国人(出稼ぎ)労働者と日本人労働者との交流・協力活動
- (2) 社会的差別を受けている人々同士の交流と協力
- (3) 民衆技術、地縁技術、伝統技術に携わる小農民や関係者同士の交流・相互研修
- (4) 民衆による平和運動
- (5) 民衆同士の交易/オルタートレード/フェアトレード
- (6) その他、寄付の趣旨と目的にかなう事業



インドネシア・ガジャマダ大学で
ゴミ問題をテーマにしたワークショップに
参加する若者たち(事業③)

14年度の日本とフィリピン(事業⑦)の農民交流事業では、日本で農業技術、市場開拓、産直システムなどの成功事例地を視察しました。また、日本と同様、アジアの国々でも若者の農業離れや人材不足が発生しているため、日本の農家との活発な意見交換が行われました。

本基金では「当事者」がたちあがり、国際間ネットワークをつくり、相互の事例から学び、提言力や問題解決力を向上させる活動にも積極的に支援しています。13年度はメコン川流域5カ国の知的障がい者と家族による国内ネットワークの間での国際ネットワーク(事業③)に続き、15年度「アジア太平洋盲青年サミットの開催」(事

業④)では、アジア太平洋地域18カ国から若手視覚障がい者(40歳未満)が90人以上(日本からは3人)参加した、初の国際会議が開催されました。日本からの参加者は、視覚障がい者の多くの職業である、あんま・針きゅうの現状を紹介するとともに、事務や一般企業での就労や差別などの課題を紹介しました。分科会では、雇用、能力向上、国際ネットワークをテーマに議論が行われ、なかでも「雇用」の問題に関心が集まったと言います。障がい者の法定雇用率や、障害者権利条約の批准の有無など国により状況が異なるため、ネットワークを利用して他国の先進事例を活用し、批准と国内法の整備を進めるための提言活動をしたいという意見も出たそうです。

日本とアジア諸国の 市民の相互理解と協力活動を 続けるため、本基金へ のご寄付をお願いします

宗教、民族、国家間などの対立や紛争が世界各地で頻発しているいまこそ、民間レベルで相互理解を深め、信頼関係を醸成することが重要だという、この基金のメッセージに多くのNGO・NPOが賛同し、「このような活動に対する支援を必要としました」など、現場からも高い評価をいただいています。

ACTでは、この支援で実践できる取り組みを、継続して行っていくため、同基金への追加のご寄付を受け付けています。

【ご寄付の方法】

「アジア民衆パートナーシップ支援基金」へのご寄付の際は、下記銀行までご連絡ください。振込先の専用口座をご案内します。

◆ご寄付に関するご連絡先

三菱UFJ 信託銀行(株)
リテール受託業務部
公益信託グループ
〒100-8212
東京都千代田区丸の内1-4-5
TEL:0120-622-372(フリーダイヤル)
FAX:03-6214-6253

◆税制上の優遇措置

ACTは「認定特定公益信託」の資格を付与されています。2,000円以上のご寄付には所得税法、法人税法上の優遇措置が適用されます。詳細はACT事務局までお問合せください。

実施団体名	助成額(円)	実施・対象国、参加者数
移住労働者と連帯する全国ネットワーク	620,000	日本、アジア(不特定多数)
フィリピン元「慰安婦」支援ネット・三多摩(ロラネット)	1,500,000	フィリピン(10数人と家族)、日本(180人、ほか国内19カ所)
(社福)全日本手をつなぐ育成会	1,000,000	カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、日本ほか 計106人
(社福)日本点字図書館	350,000	10カ国 計50人
(特活)WE21ジャパン	2,170,061	フィリピン(1,360人)、日本(50人)
(特活)日本国際ボランティアセンター	1,820,000	タイ(約60人)、日本(約100人)
(特活)ジーエルエム・インスティテュート	500,000	フィリピン(140人)、日本(20人)
東北アジア地域平和構築インスティテュート	1,950,000	11カ国 計58人
(特活)ブリッジ・フォー・ピース	700,000	中国(20人)、日本(35人)
(学)アジア学院	2,630,000	15カ国 計50人、日本7人および国内7カ所受入れ団体関係者
(特活)Asia Commons 亞洲市民之道	1,700,000	中国(13人)、日本(230人)
(特活)ヒューマンライツ・ナウ	700,000	日本(133人)、日中学生(15人)
(特活)アントレプレナーシップ開発センター	900,000	インドネシア(375人)、日本(185人)
	1,654万61円	アジア16カ国 ^{(*)2} および日本、ほか

東ティモール、インド、スリランカ、ネパール、バングラデシュ。

モニタリング報告

インドネシア



奨学生7名の家庭を訪問しました

スンバワ島出身学生の大学奨学金事業（3年目）

報告:鈴木真里

(チーフ・プログラム・オフィサー)

ACTでは2013年度から、バリ島の隣にあるロンボク島にキャンパスがある国立マタラム大学と連携し、大学で学んだ農業や畜産、医療技術を故郷・スンバワ島の発展のために活かしたいという意志をもつ、貧困家庭出身の大学生の奨学支援を行っています。ACT特別基金「高橋千紗 インドネシア教育支援基金」は、スンバワ島東部のピマで病死された御祖父様、高校教師であった叔母様を想い、ご姉弟が設定されました（同基金の詳細は「ACT年次報告2011」p.21参照）。

15年9月のモニタリングでは、同国際局のスタッフと一緒に、初めて奨学生7名の実家を訪問しました。どの家庭でも温かく迎えてくださり、子どもへの思いや将来の希望などについて話してくださいました。

親戚、ご近所、恩師に見守られる

アムリさん（農学部2年）

親戚、ご近所の方々、高校の恩師など大勢で私たちを迎えてくれました。

高校時代の恩師（女性、写真左端）は、「物静かな子でしたが、成績は常にトップクラスでした。うちの高校から毎年10人ほど

マタラム大学に進学しています」と話してくれました。

アムリさんの相談によくのっているという叔父さんによると、ボゴール農科大学かスマラン大学への進学を希望していたが、経済的事情から最終的には父親と相談してマタラム大学に決めたのだそうです。

妹が2人いるアムリさんは、兄3人を亡くしており、悲しい思いを抱えているご一家ですが、80歳だという年齢を聞いてこちらが驚くほどお元気なお父さんや、叔父さんが、息子のアムリさんとコミュニケーションをよくとり、必要なときは助言をしているそうです。皆でアムリ君を温かく見守り、応援している様子がうかがえました。

父親の事故で困窮する中、強い意志で進学した

エルリナさん（畜産学部2年）

両親と弟2人の5人家族のエルリナさんの実家は、島中部のドンブ県にあります。学校の用務員をしていたお父さんは、伐採作業中に負った大怪我がもとで半身不随となり、車いす生活をおくっています。木造の平屋で、小さな台所とベッド1台だけの小さなスペースで、エルリナさん以外の家族4人で暮らしています。



エルリナさんの父（左）、母（中央）、下の弟（右）

「まじめでよく勉強していました。大学に進学させられるほどの経済的余裕はとてありませんでしたが、本人が強い意志をもっていたので、親戚で出し合って入学金と授業料、生活費などを捻出しました」と話すお母さん（写真中央）。

現在はお母さんが日雇い労働などで家計を支えています。仕事があるときで1日2～5万ルピア（172～430円）の収入しかなく、苦しい生活をおくっています。



畜産を学ぶエルリナさん。逆境に負けず頑張してほしい



アムリさんの母（右から2番目）、父（同4番目）、恩師（左端）、叔父（左から3番目）

西ヌサ・トゥンガラ州（NTB）



インドネシア



“法に抵触する子ども”を守り育てる 取り組みが官民連携でスタート

報告:鈴木真里
(チーフ・プログラム・オフィサー)

青少年刑事司法システム関連法を通じた法に抵触する子どもの保護(3年計画の1年目)

人口(2.52億人)で世界4位、若年人口(10~24歳)の割合(26%)では同3位のインドネシア(「世界人口白書」2014年)。従来、加害者が子どものケースのみに「青少年刑事司法システムに関する法律」が適用されましたが、14年8月の改正法で、“抵触する子ども”を「加害者」「被害者」「証人(目撃者)」の3つに分類するようになりました。

現地NGO・子ども調査研究センター(PKPA、本部メダン市)では、15年度から「青少年刑事司法システム関連法を通じた法に抵触する子どもの保護」事業を開始しました。加害者、被害者、証人の立場に置かれる子どもたちや関係者相互の損失の修復を図る「修復的司法」や、カウンセリングなどのケアを通じた再発防止をはかる「ディヴァージョン」を通じて、(できるだけ出身地域内で、刑事罰に偏ることなく)解決し、再発を防止します。

この事業で実現を目指すこと

この事業では、次の4点を目指しています。

1. 刑事責任が課せられる最低年齢を8歳から12歳に引き上げる
2. 法に抵触する子どもの権利を明確に定め、管理する
3. ディヴァージョンと修復的司法を定める
4. 従来の「子ども刑務所」、「拘置所」に代わる新しい機関を推進する

15年9月中旬、ニアス島とメダン市で、PKPA事務所と地元警察署の女性・子ども保護ユニット、旧・子ども刑務所(子ども特別開発機関(LPKA)に名称変更)などを訪問し、関係者の話を聴きました。ニアス島で

は法に抵触する子どものケースを年間約80件扱っています。加害者は男子、被害者は女子が多く、とくに性暴力事件のほとんどが家庭内や親族間で起きています。主要な年齢層は5~17歳で、15歳以上は刑務所への送致対象となり、14歳以下は家庭や地域でリハビリテーションを行います。

ニアスではPKPAが関係機関(警察、自治体、法務省など)に積極的に働きかけた結果、コミュニティ内で問題解決とリハビリテーションを行う「ディヴァージョン・フォーラム」設立に関する覚書が締結されることになりました。村の有力者、宗教的指導者など10~30名で構成される「村子ども保護委員会」も重要な役割を果たします。

PKPAのスタッフは「フォーラム設立に向けた準備会合を3回開きましたが、その中で、各機関の理解が異なっていることがわかりました。警察は、加害者が被害者に賠償金を払う「調停」=「ディヴァージョン」だと思っていました。ディヴァージョンは、加害者となってしまった子どもに法を犯したことの自覚を促し、保護者やコミュニティが参加して、子どもをリハビリテートし、地域社会に戻ることを目的とし、時間がかかるのです」と説明してくれました。

15年度の前半は、修復的司法アプローチを通じてディヴァージョン・システムの実施体制を強化し、16年1月からは法執行人(警察、裁判所など)の能力向上と一般社会の



警察、自治体、法務省、NGO関係者による会合のようす(州知事オフィスにて)。メダン「子ども特別開発機関」(LPKA。旧・子ども刑務所)には現在、収容可能人数をはるかに超える542人が拘置されているが、18歳以下は67人である

意識啓発を進めていきます。

現在の課題・問題点

- 裕福な家庭でも売春する子どもが増えてきている。Facebookなどのソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)を通じた被害も急増
- 「ムシャワラ」という慣習で村や家庭の名誉が優先されがちであるため、子どもと子どもの将来を優先的に考える意識変革が必要
- 15歳以上の性暴力は重犯罪だが、バナナなどを盗んだ子どもにも窃盗の5年刑が適用されるなど、軽・中・重犯罪の指標がない
- ケースを最初に扱う警察が、ディヴァージョンに積極的に取り組むことが重要
- 法律では①刑務所(法務人権省管轄)、②拘置所(警察管轄)、③鑑別所(法務人権省管轄)の3段階が規定されているが、③はまだない

フィリピン



心穏やかで独創性豊かな人間を育てることこそ、 貧困からの脱却の基盤になる

農村・漁村の青空子ども教育プログラム（3年計画の2年目）

セブ島の北部、メディエン行政区の沖合にジビットニル島があります。地元の言葉で「崖」という意味をもつこの島の周りには、きり立った険しい崖があります。美しい海とは裏腹に人々は貧困に苦しんでいます。新しい幼児教育の試みが始まっています。

2015年8月に、現地NGO・ピサヤ地域女性リソースセンター（WRCV）が行う「農村・漁村の青空子ども教育プログラム」の活動を視察しました。

漁獲高が少ないと 借金漬けになる苦しい島の生活

ジビットニル島の人口は1,880人（2010年度）で、4村に分かれており、徒歩で回ることができます。公共の電気や水道はなく、最大の問題は水です。昔は雨水を貯めていたそうですが、現在では本島で飲料水を買ってきます。近年は雨が降らない期間が長く、農作物に影響を及ぼしています。また2013年11月には大型台風ハイエン（フィリピン名：ヨランダ）で、ほぼ全世帯が

被災しました。

主な生活手段は漁業です。夜中1時頃から朝方まで漁に出て、主に小イワシなどの小魚を採ります。早朝、海辺に出ると、朝日に輝く海と白い帆を背景に、家族総出で魚を網から外す様子が見られました。その穏やかさとは逆に、漁民の生活は苦しいものでした。

漁船はモーターが付いていないか、付いていても小規模で、遠洋まで魚を取りに行くことはできません。たまにかかる大きな魚やイカなどは自家消費用となります。

生の子イワシは、主に干物にされますが、仲買業者が100匹60フィリピン・ペソ（約130円）の安価で買い取ります。島内の1家族が干物業を取り仕切っています。ほとんどの島民は漁船を所持しておらず、仲介業者や干物業者から無料で船を借りていますが、ガソリン代（200ペソ＝約540円）は自己負担ですから、手元に残るのは100～200ペソ（約170～340円）だけです。漁獲量が少なくとガソリン代が出せず、借金となるため、借金で首が回らず、この生活



家族総出で魚を網から外す

から抜け出ることができない島民が多くいます。魚を網からはずすと、仲買業者がイワシを数え、紙に何かを記録していました。その様子を家族は悲しそうな目で見ていました。

農地はほとんどなく、あまり水を必要としないトモロコシなどを栽培していますが、ほとんどが自家消費用です。

島では観光開発が進み、収入源は増えるかもしれませんが、強制立ち退きや海洋汚染の問題があります。若者たちは、セブ市などの都会に出稼ぎに行きますが、安定した収入を得る仕事に就くことは困難です。

知性と創造性を育てる教育を

島には幼稚園（プレスクール）から高校までがひとつとなった総合学校が、島の中央部に1校あります。しかし道が整備されておらず、幼少期の子どもが1人で通うことは困難なため、小学校に上がるまで家の近所で遊んでいるだけで、小学校に進学しても授業についていけない、1人で学校に行けないなどの問題を抱える子どもが多くみられるそうです。

実施団体・WRCVが13年に大型台風ハイエンの被災者支援活動を行った際、こ



お母さんたちにインタビュー。写真左が西島

の島で子どもたちの教育を受ける権利が奪われている状況を見て、支援の必要性を認識しました。そして、主に3歳から5歳児を対象とし、遊びから学び、創造性、自立性を育てる幼児の青空教室を開始しました。先生は地元のお母さんたちの中から選び、研修を行いました。

WRCVはこの事業でシュタイナー教育※の手法を取り入れています。たとえば、市販のおもちゃは利用せず、先生が手編みの人形を作ったり、自然にある小枝や木の実を使ったりしています。手編みの人形には、子どもが「喜んでいる」「泣いている」など、感情を自由に創造し表現できるよう、わざと目や口などを付けていません。

通園した子どもはまず、先生が用意したおもちゃで自由に遊びます。遊びに満足したところを見計らって、先生は次の活動の支度をします。歌や笛の音が次の活動に移る合図となっていました。

外で遊ぶ時間は、思いっきりゲームをしたり、走ったり。そして、給食の時間は、皆に食べ物が運ばれるのを静かに待ち、ひと

りで食事をして片付けていました。

普通の幼稚園だとお母さんたちが外から見て、子どもが泣いたら駆け寄り、先生の話の聞いていないようだったら「ほらちゃんと聞きなさい」など言葉をかけています。しかし、お母さんたちがいると子どもの気がそれてしまい、子どもの自立を促すことができないうと、この教室ではお母さんたちは中を見てはいけなくなっています。

波と風の音の中で、時折、先生の歌声や子どもたちの笑い声が響き、穏やかにプログラムは流れていました。

※シュタイナー教育：ルドルフ・シュタイナー（オーストリア生まれ）が1919年にドイツで始めた教育法

子どもたち、お母さんたちに変化

お母さんたちも先生たちも「最初はこんなやり方で大丈夫かと心配だった」とのこと。しかし、1年以上たった今、子どもたちの変化にお母さんたちも先生たちも、この教授法に確信を持っています。

子どもを預けているオサベルさんは、「家



緑色を青色と黄色の絵の具を紙の上で混ぜて学ぶ子どもたち

で自然とお手伝いをしたり、兄弟に優しく接したり、お話をしあげたりするようになりました。1人で食事ができるようになり、教室にも1人で通うことができます」と話していました。また、先生のマリフェさんは、「子どもに声をあげなくともしつけができることが分かりました。自分の家庭で実践したら、家族の関係が良くなりました」と語っていました。

WRCVの幼児教育の専門家レバリンさんは、「フィリピンでは体罰を行い、子どもに怒鳴ることが多く見られます。しかし、それでは、子どもの負の感情を大きくし、様々な問題を引き起こす大人になってしまいます。このような地方の貧困地域では、高いおもちゃや道具はありませんが、自然で遊べるものが沢山あり、とても良い教育環境にあります。これを利用し、心穏やかで、独創性豊かな人間を育てることこそ、貧困からの脱却の基盤となると思います」と話していました。

この青空教室は、地元の女性組織が運営しています。女性組織に参加することで、お母さんたちは日頃の悩みを話すことができ、活き活きとしてきたそうです。また、WRCVでは、青少年のための学習支援やスポーツ大会なども計画し、島全体の女性と子ども・若者の活性化を試みています。



泣いたり騒いだりする子はおらず、落ち着いて食事をしていた

カンボジア



障がいを持つ子どもとその家族の教育や医療を支援

障がい者にやさしいコミュニティづくりプロジェクト（3年計画の3年目）

カンボジア北西部のポーサット州中心部は、首都プノンペンから174km、車で約4時間かかります。総人口約47万人のうち、障がい者※は全人口の4.06%を占めています。なかでも障がい児には、教育、医療・衛生などの公共サービスへのアクセスが限られているうえ、学校はバリアフリーとなっておらず、障がい児への適切な教授法の知識が不足するなど大きな問題を抱えています。さらに、家庭内でも地域内でも差別があり、障がい者に対する家族、コミュニティ、教師、自治体の考え方を変える必要があります。

現地NGO・DDSP（障がい者開発サービスプログラム）は、2005年から同州において障がい児の教育の分野で活動している団体です。ACTは13年度からDDSPの事業を支援し、教師の能力強化、障がい児や貧しい子どもへの奨学金・学用品助成、教材支援、保健・衛生サービスの提供のほか、理学療法センターで保護者の自助グループ活動を支援しています。15年12月中旬に同地を訪問し、障がい児、保護者、学校関係者から話をうかがってきました。

※カンボジア政府は、障がい者を「精神的・肉体的な機能の欠落、喪失、損傷によって、日々の生活や活動が阻害されている人々」と定義しています。

ともに学ぶ子どもたち

カンボジアには、障がい児とその他の児童が共に学習する「インクルーシブ教育」（Inclusive education）の方針があります。DDSPは、インクルーシブ学級において、障がい児が健常児とともに、日常生活で大切なスキル（ライフスキル）を身に付けられるよう、仲間同士の相互学習を促進しています。

インクルーシブ学級に通う小学2年生のソン・ダニさん（6歳）の家庭を訪問しました。14年に小学1年生になったダニさんには、鼻の静脈が腫れて呼吸困難になるという障がいがあり、3年前の診察では年齢が低いために治療を受けられませんでした。翌年9月DDSPの仲介で無料で診察できる評判の良い病院で再度診察を受け、薬を処方されたところ、鼻の腫れが引き、呼吸しやすくなりました。現在でも2～3か月おきにプノンペンの病院に通う必要があるため、DDSPは交通費、滞在費の補助（30～50ドル）を保護者に提供しています。このほか、学用品・制服、布団と蚊帳の助成を受けました。

お母さんは、「インクルーシブ学級のおかげで、他の子どもたちと同じ教育を受けることができ、嬉しいです。この子は家事を手伝い、妹たちの面倒を見てくれるので助かっています。この子にはいずれ高等教育を受けさせやりたいです」と話してくれました。

障がい児にやさしい学校へ

特別学級（公立普通学校の障がい児向け学級）では、軽度の知的障がい児らを対象に、ライフスキルや基礎的な認知スキルを得られる教育を提供しています。この事業では、学用品や制服などの奨学支援のほか、特別学級を運営する教師向けの教材も提供しています。

15年度に特別学級が新設されたボン・クナ（Boeng Kna）小学校を訪問しました。DDSPは学校長の協力を得て、普通学級の教室を特別学級仕様に改装しました。校長は「14年度からDDSPに特別学級の設定をお願いしていたものの、しばらく予算が確保できなかったのですが、15年に入り、机と椅子、障がい児の遊び場、障がい者用トイレ、傾斜路・手すりなどの支援を受けることができました。保護者も大変喜んでいました。今後は、教師や普通学級の生徒たちの障がいに対する認識を変えたいと思っています」と、熱く語ってくださいました。

このほか、障がい児の家庭の収入向上も支援しています。13年度に設立されたブレイ・ギー（Prey Ngy）小学校の特別学級に通うソ・ピックティ君（17歳）の家庭を訪問しました。それまで、彼のお父さんはNGOで契約職員として働き、お母さんは建設労働者として出稼ぎに行っていました。両親と、学校に通う妹が留守の間、ダウン症患者であるピックティ君に付き添う人がいな



治療を受ける前のダニさん（14年1月撮影）



ダニさん（右から5番目）と家族。4人兄弟の次女で、祖父母と暮らしています（15年12月）

報告:アンガラ・グラディス
(アシスタント・プログラム・オフィサー)



特別学級の教室の隣に、障がい者用トイレ、傾斜路、手すりを設置しました

かったため、外に出て迷ってしまわないよう、彼は家の外に出られない毎日をおくっていました。

13年度にDDSPの仲介でピックティ君が特別学級に通うことになり、同時に両親が収入向上ビジネスを始めるための融資を受けました。現在、両親は家庭での小規模ビジネスを3種類営んでおり、月120ドル



DDSPからの融資をもとに石彫の販売を始めたピックティ君(写真中央)の両親

だった収入は2倍になり、生活費、教育費、彼の入院費用などをやりくりすることができています。

お母さんは、「融資のおかげで家計は安定しましたし、ピックティも学校で友だちができました。前は恥ずかしがり屋で近所の人たちともあまり話していませんでしたが、今は近所の子どもたちとよく遊ぶようになりました」と、家庭やピックティ君に起きた変化について話してくれました。



公立病院の理学療法士はパートナースタッフとして、理学療法センターで親たちにカウンセリングを行っています

障がい児の家族のサポートも

DDSPが04年に公立病院の敷地内に設立した理学療法センターでは、重度障がい児のリハビリテーションや理学療法の支援を行い、障がい児の保護者に健康・栄養教育を行っています。当事者の家族からなる自助グループでは、月1回会合が開かれ、保護者間の情報共有や貯蓄活動が続けられています。現在、39人の保護者が参加し、累積貯蓄額は約2,000ドルになりました。メンバーである保護者6人と話しました。

お母さんたちは、DDSPが定期的に行う子どもと障がい児の権利についての意識啓発ワークショップで理学療法センターを知り、センターに通うことにしたそうです。また、貯金して収入向上ビジネスを始めたいので自助グループに入ったということでした。これらの活動に参加したことで、「非常時の資金を貯蓄できるので助かる」、「問題がある時に相談できる仲間がいて安心」、「子どもがレクリエーション活動に参加できてうれしい」と話してくれました。その一方で、保護者が亡くなった後、障がいをもつ子どもたちの将来に不安を感じているとも言います。DDSPは、障がい児が自立できるよう、支援を続けていくそうです。

「アジア留学生等支援基金」助成事業報告

2015年7月に開催したACT運営委員会で、『アジア留学生インターン受入れ助成プログラム』の15年度助成事業19件(助成額計583万円)が決定しました。日本国内の非営利団体でインターン活動を行っている7カ国からの留学生19人のなかで、インターンシップを終えた2人をご紹介します。

報告：アンガラ・グラディス (アシスタント・プログラム・オフィサー)

「障がい者」と「自立生活」に対する新しい認識

受入れ団体：
(特活) 沖縄県自立生活センター・イルカ
(沖縄県宜野湾市)

【インターン生のプロフィール】

名前：黄 天琪 (コウ・テンキ)
国籍：中華人民共和国
所属：大分大学大学院 経済学研究科
1年生(実施時)
研究テーマ：マーケティング論、
ブランド構築

沖縄県自立生活センター・イルカは、1999年に設立された沖縄県初の自立生活センターです。『障がい者自身が運営し、障がい者に介助者サービスなどを提供する』という自立生活センターの理念にのっとり、重度の障がいがあっても地域で自立した生活が送れるよう、自立生活プログラムやピアカウンセリングをはじめとした様々なサービスを提供しています。

大学で経営・マーケティングを勉強している黄さんは、イノベーション(革新)を生み出すためには、様々な人と話し、多様なニーズ

を把握する必要があると感じていたそうです。また、NPO組織の職場環境から日本社会の慣習やマナー等を身につけ、日本をより良く知るとともに、日本語や英語による業務を通じてコミュニケーションスキルを向上させたいという希望も持っていました。黄さんは、このインターンシップを通じ、これまで会う機会がなかった障がい者と対話し、彼らのニーズと考え方を理解することを期待して、受入れ団体の活動に参加しました。

「インターンシップを通して、障がいをもつ人たちが、落ち込まず、明るくて、楽しい生活を送っているという新しい認識ができました。」

『自立生活』という言葉についても、“一人で生活するのではなく、障がい者が介助者の力を借りながら、自分が生活していきたいところで、自分らしい生活を送ること”という新しい見方ができました。」と黄さん。

一方、母国の中国では、自立生活センターはほとんどなく、障がいを持った人が自立生活どころか、基本的な生活さえ保障されず、非常に厳しい生活を送っているとのこと。黄さんは帰国後に、ここで学んだことを活かし、障害のある人もない人も、共に

暮らしやすい社会を作ることに貢献したいそうです。

黄さんのインターン内容

- ①スタッフへのヒアリング調査(目的:各部署の役割と業務内容を理解する)
- ②団体の定例会参加と団体の理念や活動についての説明、ハンセン病療養所の訪問(障がい者の社会参加・権利擁護に対する理解を深める)
- ③那覇市内および名護市内の自立生活センター訪問、当事者との話し合い(他団体・関係組織とのネットワークの重要性を学ぶ)
- ④地域生活を送る障がい当事者の家庭訪問と生活状況についての聴き取り(障がい者福祉制度と実践例を学ぶ)
- ⑤障がい当事者と一緒に軽作業(掃除、洗濯物)
- ⑥その他(団体のホームページ翻訳、事業紹介プレゼンテーション資料の作成など)



各部署のスタッフから業務内容について聞く黄さん(右端)



関連団体を訪問し、当事者と対話した黄さん(後列右から4人目)

NPOへのより深い理解

受入れ団体：
(特活) 地球市民の会 (佐賀県佐賀市)

【インターン生のプロフィール】

名前：HUYNH Van Nha
(フィン・ヴェン・ハ)

国籍：ベトナム社会主義共和国

所属：立命館アジア太平洋大学 国際経営
学部国際経営学科4年生(実施時)

研究テーマ：国際経営

地球市民の会は、地域づくり事業を通じて、国際理解と国際協力を進め、世界の平和と親善に貢献し、地域社会の向上に寄与することを目的に、国内では佐賀市中山間地を中心にまちづくりを、海外ではミャンマー、タイ、スリランカ、中国、韓国で国際協力・交流を行っています。様々な社会の問題解決に向けた取り組みを多くの方と共有し、共に活動するため、そしてインターン生が問題解決の考えや取り組み方法などを学ぶことにより、母国の社会問題解決へ繋げることを期待して、インターン生を受け入れました。

ベトナムから留学しているフィンさんは、日本でアルバイトをした経験を通じて、日本の社会一般について学んできましたが、職場の雰囲気をつかみながら、財務、資金調達などの方法を学びたいと思い、社会発展に貢献するNPOなどに高い関心をもち、インターンシップに参加しました。将来は、母国ベトナムで起業するという夢を持つ彼にとって、このインターンシップは事業運営の知識を身につけ、自身を見つめなおす良

い機会になり、自分の強みと弱みなどを把握し、コミュニケーション力を向上することができたそうです。

フィンさんは、「インターン前は、NPOに対して漠然としたイメージしかなく、『本当に利益が出ないのか』など、様々な疑問を抱いていました。インターンシップを通じて、団体のスタッフから海外における活動について話を聞いたり、海外での活動の写真や動画を見たりして、アジア地域にいる貧しい人を真摯にサポートして、社会発展に貢献したいというスタッフの気持ちに同感し、NPO業界で活躍したいとい

ドリームパークにて、子どもたちとワークショップ「世界がもし100人の村だったら」を体験しました(左端はフィンさん)



うモチベーションが向上しました。」と気持ちの変化を話してくれました。

卒業後に日本で就職したいと考えているフィンさんは、このインターンシップで学んだことを、就職先だけでなく、将来NPOを立ち上げる時にも役立つと考えています。

フィンさんのインターン内容

- ①受入れ団体と共有オフィスを利用し、放課後児童教育を行う(特活) 夢の学校に参加している子どもたちを対象としたベトナムの紹介と交流(外国人との交流機会が少ない子どもたちにとって、貴重な体験となった)
- ②タイ、スリランカ、ミャンマーの子どもの教育支援事業での「里親の集い」への参加、里親の手紙の日英翻訳サポート
- ③中山間地に位置する佐賀市富士町苜木集落での、耕作放棄地を利用した木綿の栽培事業への参加、除草と支柱立て作業補佐、ログハウスの石釜作業補佐(目的：高齢化によって進む耕作放棄地について学ぶ)
- ④講師派遣事業「ドリームパーク」でのワークショップ「世界がもし100人の村だったら」(小中学生に国際交流を身近に感じてもらい、世界の人々の相互理解を推進。居住地域を訪問し、世界の挨拶であいさつした)
- ⑤佐賀県吉野ヶ里町にて開墾から植樹まで参加者と共に行っている耕作放棄地を活用したオリーブ事業への参加(イベント当日の流れや今後の展望についての打ち合わせへの同席)
- ⑥その他、事務、海外事業サポート(翻訳など)

事務作業や日誌を作成するフィンさん



佐賀県吉野ヶ里町にて開墾して植樹している畑の草刈り作業をするフィンさん

ご寄付のお願い

—アジアの人々に“愛”を届けませんか—

ACTへのご寄付は、所得税、法人税、相続税の控除の対象となります。

ACT へのご寄付の方法

ACTは「認定特定公益信託」として認定されており、賛助会費・ご寄付には税制上の優遇措置が適用されます。ご希望される方はACT事務局までお問い合わせください。



賛助会員

ACT事業を継続的に支えていただく会員

【年会費】

個人 1口以上(1口1万円)
団体・法人 1口以上(1口5万円)
特別賛助会員 1口以上(1口10万円)

一般寄付

定期、不定期を問いません。
金額はご自由です。

特別基金

(1,000万円以上のご寄付の場合)

寄付者が希望される名称を冠して特別基金を設定し、支援対象国、事業分野を指定できます。ACT設立以来26基金が設定されています。詳しくはACT受託銀行4行でご相談を承ります。

寄付金および賛助会費のご送付先

【郵便為替】

口座番号：00100-6-19755 加入者名：公益信託アジアコミュニティトラスト
または、次の4行の窓口でもお取扱いいたします。

【三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行】

お願い

- 会員の皆様へ
ご住所・お電話番号などを変更された場合は、ACT事務局までご連絡ください。
- 特別基金を指定して寄付される場合
特別基金「梅本記念アジア歯科基金」および「アジア民衆パートナーシップ支援基金」に指定寄付される際は、事前に下記受託行(もしくはACT事務局)にご連絡ください。

【連絡先】

三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部 公益信託グループ
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5
Tel: 0120-622-372 (フリーダイヤル) Fax: 03-6214-6253

【ACT受託銀行】

- 三井住友信託銀行
- 三菱UFJ信託銀行
- みずほ信託銀行
- りそな銀行

ACTNOW

No.42 2016年3月発行

【編集・発行】
公益信託アジア・コミュニティトラスト
(ACT)事務局
伊藤道雄(ACT事務局長)

〒113-8642 東京都文京区本駒込2-12-13 アジア文化会館1階
(特活)アジア・コミュニティ・センター21(ACC21)内
TEL: 03-3945-2615 FAX: 03-3945-2692
E-mail: act-info@acc21.org URL: http://act-trust.org